

2022年8月30日

各 位

株 式 会 社 オウケイウェイヴ
代 表 取 締 役 杉 浦 元
(コード番号：3808 名証ネクスト)
問 い 合 わ せ 先 経 営 管 理 部
電 話 番 号 03-6823-4306

**連結子会社の取締役会決議及び臨時株主総会決議に関する通知の受領
並びに反対意見表明に関するお知らせ**

当社は、2022年8月26日に当社の孫会社である株式会社アップライツより、同社が2022年8月25日付で当社の子会社であるOK FUND L.P. が保有する株式会社アップライツ株式の全部について、自己株式取得を行う臨時株主総会を2022年8月28日に開催することについて、取締役会決議を行った旨の通知を受領しました。

加えて、株式会社アップライツより、2022年8月29日には、2022年8月28日に開催した臨時株主総会において当該自己株式取得の実施を決議し、同日実行した旨の通知を受領したため、お知らせいたします。

当該自己株式取得については、当社の承認なくOK FUND L.P. の業務執行組合員であるEMZ ASIA Holdings Co., Limitedと株式会社アップライツとの間で進められた取引であり、当社としては、2022年8月26日付で反対の意を表明し当該取引の中止を求める警告書を送付しております。

本件の詳細な事実関係及び本件が当社の連結業績に与える影響については、現在精査中であり、適時開示が必要になった場合には速やかにお知らせいたしますが、当社としては、上記自己株式取得に関して、法的な不備があり無効であると考えております。

以 上

2022年8月26日

〒106-0046

東京都港区元麻布三丁目4番41号
株式会社アップライツ
代表取締役社長 山田 公平 殿

〒102-0083

東京都千代田区麹町3丁目5番2号
ビュレックス麹町507
川戸淳一郎法律事務所
株式会社アップライツ
代理人弁護士 川戸 淳一郎 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所
警告人 株式会社オウケイウェイヴ
代理人弁護士 戸田 裕典
同弁護士 鈴木 多門

複写
警告書

前略

当職らは、貴社親会社である株式会社オウケイウェイヴ（以下「当社」といいます。）の代理人として、下記のとおり、貴社及び貴社代表者である山田公平氏（以下「山田氏」といいます。）に対し警告するとともに、即刻、当社が保有する貴社株式の自己株取得の中止及び長期預け金の回収を行うよう求めます。

記

当社は、昨日開催された当社の臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、貴社取締役でもある前代表取締役の福田道夫氏及び貴社監査役でもある前取締役の野崎正徳氏（以下「福田氏ら」といいます。）が解任され、新たに現代表取締役である杉浦元氏（以下「杉浦氏」といいます。）を含む5名の取締役が新たに選任され、これにより経営陣が刷新されました。

その点、貴社及び山田氏におかれても十分にご承知のこととは存じますが、当社の一連の適時開示資料にございますとおり、当社においては、詐欺や業務上横領の疑いのある取引が行われ、当社及び当社株主の皆様が甚大な損害を被っております。そして、それらの責任を問うこと、また、その不透明な資金の流れにつ



受付通番：G00217340000100000 号

1/2 頁

き実態を白日の下にさらすべく、福田氏らの解任及び新取締役の選任を提案株主である杉浦氏が求め、これに対し、福田氏ら旧経営陣は徹底抗戦の構えで争い、過去に類を見ないほどの熾烈な委任状勧誘が本総会直前まで双方で繰り広げられていました。

そのように、旧経営陣と現経営陣の間にて激しい対立関係にあつて経営陣の刷新が目前に迫る状況にあつて、しかも、(貴社及び山田氏においても知らなかったはずはないと存じますが、) 当社による 2022 年 8 月 9 日付「当社株主による事前質問状に対する回答に関するお知らせ」、同月 19 日付「当社株主が『臨時株主』総会に関する補足資料」とする記事に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」及び同月 24 日付「当社株主による事前質問状(2回目)に対する回答に関するお知らせ」にも記載されているとおり、杉浦氏ら提案株主が貴社に対する約 10 億円の第三者割当増資の引受、その後の貴社からの長期預け金の拠出について、大きく疑問視ないし問題視していることが明らかとなっている状況において、新経営陣において、当社が貴社株式の譲渡など賛成するはずがないことは火を見るよりも明らかであります。

その最中、福田氏ら旧経営陣のコントロール下において貴社株式の譲渡契約を当社子会社である OKFUNDLP と交わしつつ、上記経営陣交代の間隙を狙って、明後日 8 月 28 日の日曜日にその承認の臨時株主総会の開催を断行されようとしていることに対しては誠に遺憾であり、貴社親会社である当社として、到底、看過することはできませんので、本書面をもって即刻中止することを求めます。

加えて、昨日付の貴社取締役会議事録によれば、長期預け金の拠出は当社の指示で行われたと記載されておりますが、今のところ、当社においてそのような資料は一切見当たっておりませんので、同取引は即刻中止し、至急同債権の回収を行うよう求めるとともに、当社に対し、当該取引に関する一切の資料の提出を求めます。

なお、当社株主の皆様のためにも、本件については投資額及び損失額が甚大であること、取引の実態があまりに不透明であることから、民事による法的手段に留まらず、その実態解明のため、ありとあらゆる手段を講じる所存であり、遅かれ早かれ刑事による法的手段にも及ぶこととなります。

貴社におかれましては、事の重大性を十二分にご認識いただいた上で、当社の求めに応じられることを重ねてお願い申し上げます。

草々

複写

差出人 〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所

弁護士 戸田 裕典 弁護士 鈴木 多門

受取人 〒102-0083
東京都千代田区麹町3丁目5番2号ビュレックス麹町507
川戸淳一郎法律事務所

弁護士 川戸 淳一郎先生

郵便認証司

4. 8. 26

この郵便物は令和 4 年 8 月 26 日
第13366342651号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番 : G00217340000100000 号

2/2 頁

新 東 京

4. 8. 26

18-24

